

令和 3 年度

翔朋会事業報告

翔 朋 会 理 念

お互いが喜びをもって生きていくこと

翔 朋 会 の 目 標

意思決定支援の実現

1. 共に生き 人に愛される人に育てる。
2. どんなに重い障害を持っていても、人間としてよろこび、そして働くよろこびも、生きるよろこびも感じるような人に
3. 障害を乗り越えて希望を豊かに自立を目指すような人に
4. 生かされた人間ではなく、自ら生きていこうとするような人に

運 営 方 針

1. 利用者の人権尊重・権利擁護を遵守します
2. 可能な限り利用者を受け入れ、利用者主体の施設運営に取り組みます
3. 高齢化、重度化する利用者個々の能力、ニーズにあったサービスの提供をします
4. 利用者の地域移行の推進に取り組みます
5. 職員の能力向上、専門性の向上、人材育成計画に基づく研修を実施します
6. 他関係機関と連携を図った利用者支援を行ないます

運 営 事 業

翔朋学園	生活介護	60名
	施設入所支援	30名
	短期入所事業	4名
	日中一時支援事業	
こもれび	共同生活介護事業(グループホーム)	男6名、女6名
相談支援センター翔朋	小郡市指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業	
	生活困窮者に対する相談支援事業	

サービス概要

1. 生活介護

障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の常時介護を要する利用者に、主として昼間において以下の支援、サービスを提供する。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介助、支援
- ② 調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③ その他の必要な日常生活支援
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

2. 施設入所

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うようにする。

3. 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障がいのある利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障がいのある方にサービスを提供します。入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行い、個々のニーズにあった安全・安心なサービスを提供する。

1. 支援目標

利用者が安心、安定した生活ができる環境の提供

1. 利用者の体験活動では、利用者の心を揺さぶることを重視した支援活動に努める。

令和3年度も前年度から継続して新型コロナウイルス感染に十分配慮した活動内容に切り替え、外出行事の自粛、制限がある中での活動となった。学園内での活動が中心となった為、スポーツ大会や、音楽活動、製作活動等、感染対策を考慮した上で利用者が楽しめる内容となるよう工夫を凝らした活動提供を行った。

2. 利用者の人間としての尊厳と人格を尊重する為に、権利擁護を重視した支援活動に努める。

虐待防止部会、意思支援部会を設置し、利用者の権利擁護を主体とする支援内容の見直しを行った。

虐待防止部会では、毎月職員対象とした研修を実施する事で学園内での支援について個々で振り返る時間を確保すると共に虐待防止の視点から支援の見直しを行った。また、利用者の呼称を“さん”付けで統一しているが、徹底出来ていない為、研修実施の都度、再度周知を行

った。

意思支援部会では、年度末に実施の個別支援計画策定会議に向けて、利用者のニーズの抽出方法を明確化し、利用者の意思確認を行った。

3. 利用者一人ひとりの選択と自己決定を大切にして、生き甲斐を持ちながら社会生活を送れる様な支援活動に努める。

定期的なケース会議を実施し、職員一人一人が利用者をより理解、把握できるように協議を行った。個別支援計画策定会議においては、意思支援部会を中心に多職種が参加し、多角的な視点を持ち、利用者の意思を引き出す事で自己選択、自己決定の機会の確保を行った。

4. 利用者を病気や事故から守り、健康管理体制を強化し病気や事故の未然防止に努める。

毎朝の検温、定期的なバイタルチェック、体重管理、状態観察を行う事で、利用者の状況を把握し、異変を確認した際は、速やかに協力医、嘱託医の指示を仰いだ。新型コロナウイルス感染対策として、マスクの着用、こまめな手指消毒、定期的な換気及び密を避ける活動、定期的な職員のPCR検査を実施した。また、不安定状態が見られる利用者に関しては、家族面談を行い、家族を交えて対応策の協議を行った。

5. 利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行なうことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるように努める。

利用者のライフステージに適した支援について、必要時には直近会議内で検討を行った。状況に応じて家族を含めた担当者会議を行った。医療が必要な利用者に対しては、担当医、嘱託医を含め、生活の移行について情報収集、必要手続きを行った。

2. 個別支援計画

当該利用者を含む他職種による個別支援計画作成会議を実施し、現状把握、ニーズの抽出及アセスメントの確認を行った上で個別支援計画を作成する。当該利用者並びに後見人（保護者）の同意のもと個別支援計画に則った支援の提供を行う。

また、利用者、家族の状況や意向に合わせて必要があれば随時見直しを行なう。（年に一回の家族面談実施。面談が出来ない家族には書面によるアンケート配布）支援員会議内にて各利用者のケース検討会を実施し、個別支援計画の共通理解、情報共有を行なう。年に一回以上はモニタリングを行ない、必要時は計画の見直しを行う。

当該利用者、担当支援員を含む専門職及び、意思支援部会参加による個別支援計画策定会議を開催した。策定会議前には、担当職員による当該利用者への事前の聞き取りを行い、会議内において当該利用者の意思確認を行っている。会議内決定事項を担当支援員がモニタリング表、アセスメント整理票に落とし込み、アセスメント整理票に基づき新年度分の度個別支援計画を作成。

年度途中利用者開始の利用者に関しては、利用開始後直近で当該利用者を含めた事業所内担当者会

議を開催しニーズの抽出、アセスメント整理票の作成を行い個別支援計画に反映させた。

3. 生活支援

支援内容

起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動出来る様に個別に支援を行なう。

日中活動における、生産及び課題活動、音楽療法、レクリエーションを中心とした活動の参加を通して生活の充実を感じる事の出来るよう支援を行なう。

1. 生活環境に関する事項

施設内の美化、清潔保持、環境改善として、毎朝、清掃、消毒を行なう。

余暇日には、施設内全体の清掃を行なう。

必要箇所のワックスがけ実施。(年に2回)

不具合が生じた場合には、確認後、迅速に修理、修繕を行なう。

毎朝の掃除は基本的には職員が行い、感染予防の為の消毒を実施した。(次亜塩素にて)

不衛生な箇所があれば、確認後、清掃及び消毒の対応を実施した。

各場所に責任者を設置し、不具合の改善、備品の管理を行った。

年に2回大掃除を実施し、エアコン、換気扇などの細部の掃除、必要箇所のワックス掛けを行った。また、換気扇にはフィルターを装着し、毎月交換を実施した。

破損箇所については、確認後すぐに修理業者に連絡、利用者弁償が必要な場合には担当者による保護者連絡、必要時には保険請求手続きまで行った。

2. 余暇活動に関する事項

社会参加を目的とし、隔週日曜日、地域住民と一緒に近隣神社の清掃ボランティアを行う。

地域社会資源を多く活用できるように外出の機会を提供する。

施設内にて映画鑑賞、カラオケを行う等して余暇の充実に努める。

嘱託医の指示により外出計画を立てた。新型コロナウイルス感染対策の為、できる限り部外者との接触を避ける対応を継続し、地域の清掃に関しては、地域住民の方々とは別日に実施した。

余暇日は、ドライブ外出や、テイクアウトの食事会等を企画した。

3. 地域交流に関する事項

あすてらす(小郡市総合健康福祉センター)にて温泉入浴体験や、セラピー、校区公民館での健康体操に参加する事で地域活動への参加の機会を提供する。また、よさこい踊りを通じて、地域の行事(祭り等)に参加し、地域交流及び、学園のPRを行う。

嘱託医の指示により外出計画を立てた。セラピー、健康体操は、受け入れ側の申し入れもあり実施できていない。温泉入浴は嘱託医の許可が出た際には、家族湯や貸し切り風呂での入浴体験を行った。できる限り、外部者との接触を回避する対応を取っている為、地域交流、学園PRは不十分と言える。

4. 日中活動

支援内容

1. 生産活動支援

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し、作業の提供を依頼する。環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援すると共に、仕事に対する意欲を高め、達成感を感じる事が出来る支援を目標とする。

<受注先>

- ・竹作業 匠宮 (久留米市)
- ・フラワーシート クリエイトパック・ケイ (鳥栖市)

定期的な作業受注による軽作業活動を実施した。また、受注が無い時には、製作活動を企画実施した。

2. 生活訓練支援

運動、指先訓練、課題活動、レクリエーションを中心に行い、体力維持、健康維持、残存の能力の維持向上、精神の安定、そして生活の充実につなげられるような支援を目標とする。

週1回リハビリ実施(うち1回は理学療法士指導の下)、月1回ハンドセラピー、月2回の地域健康体操に参加する。

指先訓練、課題活動では、利用者個人の特性に適した活動用具を準備し、遊びを通じて行った。また、活動内において iPad の動画や音楽を活用し、ストレッチ、エアロバイク使用等で運動活動を実施した。iPad を活用する事で利用者の活動意欲向上に繋がった。

リハビリ活動は、毎週実施した。セラピー、健康体操は参加を見合わせた。

日中活動が単調になる事を防ぐ為、支援員それぞれが計画した月間活動を活動内に組み込み実施した。

3. 学習支援

利用者の能力を把握し、漢字ドリル、計算ドリル、文章作成等個別の課題を準備し、個人に応じた学習を支援する。

学習活動に興味ある利用者を把握し、学習内容を選択できるように教材の準備を行った。

また、買い物実習の際に教材になり得る塗り絵、ドリル等自身で選択して購入した。

活動参加時には、課題に対するアドバイス、評価を行った。

PC キーボード使用可能利用者については、PC での文章作成を行った。

4. 音楽療法

週2回音楽療法士の指示、指導の下実施する。

音楽療法士による指名利用者が参加、それぞれ参加利用者の音楽行動チェックリストを作成 課題抽出と目標設定を行い、目標クリアを目指したグループアプローチによる活動提供を行う。

音楽療法士指導の下、音楽療法を週に2回実施している。(音楽療法士作成の実施要項あり)

指導者の都合により 12 月～3 月までは実施できていない。

5. レクリエーション支援

利用者の能力別に班分けを行ない（4グループ A、B、C、D、E班）それぞれの班で利用者の特性に合わせ、レクリエーション行事を企画、実施する。

また、全体行事として古くから伝承されている伝統的行事、その季節に応じた行事を行なう。誕生会を毎月 1 回実施。誕生日には学園よりプレゼントを渡す。

年に 1 回保護者参加の旅行（一泊、日帰り）を実施する。

レクリエーション行事に関しては、外出制限時も想定して計画を立てた。嘱託医の指示を仰ぎ計画内容を見直し実施した。

誕生会では、月に 1 回昼食を管理栄養士考案の誕生会メニューでお祝いをした。それぞれ誕生日に学園経費で担当職員が誕生日プレゼントを準備した。

日帰り、一泊ともに旅行は中止した。保護者を含め外部参加型のレクリエーションは行っていない。

6. クラブ活動支援

利用者活動の充実を図る為、調理クラブ・読書クラブ（隔月）、水中歩行クラブ、音楽クラブを毎月実施する。水中歩行クラブは、冬期（11 月～2 月）は実施見合わせ。

月に 1 回、厨房職員とともにおやつ作りを実施する。

水中歩行は嘱託医指示にて中止。調理、読書クラブは嘱託医許可が出た時のみ実施しており、調理は、こもれびキッチンにてマスク着用可能利用者のみ参加し昼食作りを行った。

音楽クラブは指導者指導の下、週金曜日実施した。

おやつ作りも、マスク着用可能利用者のみ参加し、厨房職員考案のおやつを手作りました。

7. 運動支援

- ・各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ときめきスポーツ大会、運動会等）への参加を目標として、体力、運動能力の維持向上を支援する。
- ・体重調整、体力維持を目的として、学園周辺の散歩、近隣公園を活用してのウォーキングや遊具遊びを実施する。

各種スポーツ大会は開催中止となっている。

活動内でできる限り戸外活動を設け運動時間を確保した。

利用者の心身の健康の為、園外歩行を積極的に取り入れた。

5. 支援の向上

1. 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って事故防止、災害対応、緊急時対応の意識を持ち周知徹底を図る。

非常時避難訓練については、担当者による年間訓練計画に則り訓練を実施する。
 年1回 消防署指導の火災避難訓練、救命講習を実施する。
 ヒヤリハットの提出があった際には、直近の会議にて周知、対応策の協議を行なう。
 事故報告書の提出があった際には、直近の会議にて再発防止検討を実施する。

訓練年間計画

火災避難訓練(日中想定)	毎月第1水曜実施
火災避難訓練(夜間想定)	毎月実施 指名を受けた職員により対応 (5月三井消防署立ち合い指導予定)
風水害避難訓練	6月実施
地震想定避難訓練(日中、夜間想定)	1月実施
防犯訓練(小郡警察署依頼)	9月実施予定
救命講習(三井消防署依頼)	11月実施予定

上記計画に則って訓練を実施した。火災日中避難訓練は年に3回程度しか実施できていない。
 防犯訓練では、小郡警察署から指導に来ていただき、不審者対応について学んだ。
 救命講習については、地域公民館にて3グループに分かれて、心肺蘇生法を中心に利用者直接
 処遇に関わる職員は全員受講した。
 ヒヤリハット、事故報告が出た時は、直近の会議内で検討し改善策を講じた。

2. 利用者権利擁護

虐待防止部会を設立し、利用者への適切なサービスが提供できるように部会主導の研修会を毎月実施する。また、緊急事案発生時には、部会主導により検討会を実施する。
 虐待事案の抑制及び早期発見の為、玄関に虐待等人権擁護投書箱を設置している。
 振り返りチェックシートを毎月記入する事で、職員が業務を見直す機会を設ける。(全職員対象)

虐待防止部会による定期的な研修、チェックシートによる支援の振り返りを実施した。
 利用者からの声も研修内で確認、検討した。虐待等人権擁護投書箱を設置し虐待事案の早期発見、解決を目指した。ほとんど活用されておらず、効果は不明。

3. 職員研修

内部研修を実施し、支援に関する専門知識の学習、再認識を行ない、サービスの質及び職員の資質の向上に繋げる。
 外部研修については上司の判断にて受講者を選定する。また、資格取得及び更新研修は対象者を受講させる。

外部講師による承認研修を常勤職員対象に実施した。
 資格取得、更新、定期研修等の外部研修はほとんどがオンラインでの研修を受講した。
 支援員主導の学習会は、新型コロナ感染対策を行った上で実施するも、変更を余儀なくされたものに関しては、会議の中で実施した。

4. 研修生、ボランティアの受け入れ

福祉教育の発展及び外部評価者として積極的に研修生の受け入れを行ない、当施設を研修の場

として活用してもらおう。
慰問ボランティア等を随時受け入れ社会交流を図る。

新型コロナ感染対策として外部者の入館は規制していた為、ボランティアの受け入れは中止した。また、実習生に関しては事前のPCR検査を受けてもらう等の対応を取りできる範囲で受け入れた。

5. 事業所PR

パンフレットの作成及び、学園誌の発行（年4回）により、家族並びに地域、各関係機関に学園情報を発信し、支援活動への理解、協力を求める。

学園誌を4回発行した。

6. 意思決定支援

意志決定支援部会内において、コンサルタント指導の下、施設長、代表職員による意思決定支援に関する当法人の取り組みについての見直し、修正を行う。部会において作成したマニュアルに基づき入職5年以上の職員を対象とし、サービス管理責任者以外の職員でも個別支援計画の作成及び、更新業務と遂行できるよう研修を実施する。（年4回実施予定）。また、新入職員対象とした、研修も継続して実施し、利用者アセスメントの作成方法及び、利用者の意思の引き出し方を学ぶ機会を設ける。（年4回実施予定）。

前年度に引き続きコンサルタント指導の下、施設長並びに代表職員による、意思支援における方向性確認。個別支援計画策定会議の結果を踏まえて見直し等を行った。新人職員研修では、意思決定支援の定義、意思疎通から意思の実現につなげる4段階について、利用者との意思疎通の方法を説明した。5年以上勤務職員には、事前に作成したフェイスシート、日中、余暇活動における選択肢チェックシートを代表者2名で発表を行い、討議した。年間6回の実施予定が、3回しかできていない。個別支援計画、アセスメントの記入方法変更について、現サービス管理責任者へ2回に分けて説明した。

6. 日中一時・短期入所支援

3か月前より予約申請を受け付け、当該利用者それぞれの特性及び、職員の体制を考慮し受け入れを行う。登園時には、身体チェック、荷物チェック等を実施し、家族との情報共有に努める。

新型コロナ感染予防の為、学園内において体調不良者が発生した場合には速やかに家族等に状況を報告し、受け入れ中止となる場合がある事を了承の上受け入れを行った。

7. 保健・衛生管理

施設では24時間を通じて利用者の生活に責任を持つために、かなり充実した保健医療能力

が必要となる。そのため、入所時に利用者一人ひとりの生育歴、病歴、体質や行動習癖等を把握し、その後は定期健康診断や嘱託医による定期診察を実施するとともに、日々のバイタルサインチェックや体重測定、食事摂取量や排泄状況等を観察して異常の早期発見に努める。また、新型コロナウイルス(COVID 19)については、①健康管理（マスク着用・手洗い、消毒・検温実施）②環境管理（換気・3密を避ける・清掃、消毒）を行い感染対策に努める。また、日常的に手洗いうがい、消毒の徹底、清潔な環境作りに努める。疾患のある利用者に対しては、地域医療機関と連携しながら一人ひとりの健康状態に合わせた対応を速やか且つ継続して行なうようにする。また、利用者の高齢化、重度化についても視野に入れ、対象利用者に適した環境設定の考慮も必要となる。

新型コロナ感染対策については、計画に則って実施し当学園利用者の感染は出ていない。職員2名の感染あり。

利用者5名入院治療実施 内2名は手術を受けた。内1名高齢者施設移行の為、退所となった。

(内 容)

1. 健康管理

(1) 各種健診・検査

- ①入所利用者は年2回、GH利用者は年1回、通所利用者のご家族対応の健康診断の実施（40才以上の者は特定健診に準じた内容、また、35才時には心電図実施）
- ②定期的な歯科健診の実施（利用者、または新型コロナウイルスの状況に応じて）
- ③月1回の嘱託医による個別診察
- ④市が実施するがん検診の受診支援（小郡市に住民票のある方）

訪問歯科による口腔ケア 利用者28名実施した

小郡市実施のがん検診希望者受診

乳がん検診 2名、子宮がん検診 3名、大腸がん検診 14名 再検者なし

(2) 健康管理

- ①毎日の活動開始前に検温実施（感染症の流行期は1日2回実施）
- ②週1回の血圧・脈拍測定（要観察者は毎日実施、状況に応じて酸素濃度測定）
- ③月1回体重測定（要観察者は毎日実施）
- ④毎日の入浴・更衣時に身体チェック（傷や皮膚疾患の観察）
- ⑤排尿・排便や月経の観察

体調不良時なかなか利用者の方から訴える事が出来ない為、日頃のバイタルチェックや観察を継続する事で早期発見、受診に繋げる事が出来た。

SP02を測定する事で頻脈の有無が確認でき早期に受診する事が出来た。（2名）

(3) 体力・運動機能の維持、向上

- ①理学療法士の指導によるリハビリテーションを実施(対象者)
 - ア. 月1回の訪問リハビリテーション実施
 - イ. 週1回の個別リハビリテーション実施
- ②1日2回、15～30分間の運動(全利用者)

PT リハビリを行い、指示を仰ぐ事で日常のリハビリテーションの継続が出来ており、利用者の機能維持が出来た。

(4) 個別支援

- ①投薬の徹底(内服薬、外用薬)
- ②疾患・摂食状況に応じた食事の提供(摂取カロリー、食事形態、メニューなど)
- ③生活習慣病予防として、ウォーキングの定期的実施
- ③体調不良時の対応(発熱、嘔吐など)

2. 保健衛生支援

(1) 集団感染予防

- ①手洗い励行の指導、手指消毒薬の設置、徹底
- ②うがい・咳のエチケット指導、必要に応じてマスクの着用
- ③インフルエンザ予防接種の実施(11月)
- ④感染性疾患発生時の対応(インフルエンザ、嘔吐下痢症、疥癬、新型コロナウイルス等)
- ⑤感染症対策委員会での報告(ノロウイルスセットを用いての感染予防対策)
- ⑥発熱者の隔離、感染症対策の実施
 - ア. 食器はディスポ対応、排泄はポータブルトイレ使用
 - イ. 消毒の徹底
 - ウ. 感染症については、フェイスシールド、防護服、手袋着用
 - エ. 受診時、感染症の有無確認、PCR検査、インフルエンザ検査実施
 - オ. 職員の体調不良時は又は、利用者、職員家族の体調不良時は早期受診し医師の指示に従う

コロナワクチン接種については、市町村発行の接種券の状況に応じてそれぞれの病院で接種を受けた。入所利用者全員3回接種予定。

新型コロナウイルス感染は、利用者では感染者は出ていない。職員2名感染しており、居住地保健所の指示に従い欠勤した。

利用者、職員とも不調者発生時には、コロナ感染を疑い学園にて準備した抗原検査キットを活用した。

全職員、定期的に県実施のPCR検査を受けた。

インフルエンザ、嘔吐下痢、疥癬については感染者は出ていない。

(2) 環境整備

- ①清掃の徹底(週1回のリネン交換、朝、夕 次亜塩素酸またはアルコール消毒実施)
- ②適度な換気の励行
- ③ソーシャルディスタンスを保つ為の亚克力板の設置

(3) 衛生支援

- ①週1回の衛生チェック(爪、耳等の清潔管理)
- ②口腔ケアの充実
 - ア. 毎食後の歯磨きチェック

イ. 歯科医院への定期診察（訪問歯科による口腔ケア）

3. 医療機関との連携

- (1) 定期受診
- (2) 発熱や怪我など臨時の受診
- (3) 緊急時の対応

【協力医療機関】

内 科	古川医院、嶋田病院	眼 科	くわの眼科
耳 鼻 科	栗田耳鼻科	皮 膚 科	永田皮膚科
泌尿器科	山下泌尿器科	脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
整形外科	古川整形外科		
歯 科	重松歯科、アップルハート訪問歯科		
精 神 科	本間病院、筑紫野病院、蒲池病院		
時間外・緊急時・紹介	嶋田病院・聖マリア病院・久留米大学病院など		

上記以外、新規利用者かかりつけ機関、また入院機関として朝倉記念病院、大島病院、太宰府病院；家族受診同行古賀病院21 が追加となった。

受診病院が利用者の年齢、体調の状況に伴い拡大している。

4. その他

- (1) 職員健康診断 夜勤対応職員 2回/年 その他の職員 1回/年
40歳以下は永野外科(35歳時のみ特定健診実施)
40歳以上の者は特定健診に準じた内容とする
嶋田病院・鹿毛病院・今村病院・久留米総合病院
- (2) 職員を対象にした緊急・応急処置の学習、消防による救命講習会への参加 1回/年
- (3) AEDの管理
- (4) 利用者の高齢化に伴い他事業所・病院・家族との連携
- (5) 利用者または、職員が COVID19 に感染した場合は早めに嘱託医や保健所に報告し、指示に従う

8. 給食・栄養管理

1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つです。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能をも合わせ持っている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさに溢れるように工夫をする。

嗜好調査を年2回行い、嗜好の把握を行った。

温かい物は、ウォーマーに入れたり、提供の時間に注意して提供した。

冷たい物は、冷蔵庫に保管し温度管理を行って提供した。

2. 栄養管理

栄養ケアマネジメントを行い、利用者の身体状況や年齢、嗜好を考慮し、心身の健全な発達、健康保持・増進、疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たすようにする。

栄養状態は、食事摂取量・体重変化・健康診断の結果で把握し、問題がある利用者は他職種と話し合い、食事内容の変更や補食の提供を行った。

(1) 献立

利用者は自らの意志で献立を決めることが出来ないので、いろいろな料理を組み合わせることで、より多くの人の嗜好を満たすような工夫をする。年に2回、利用者の嗜好調査を行い、献立に反映できるようにする。

年に2回嗜好調査を行った。洋食を好まれる方が多い。

- ア. 季節感のある献立作りにより変化をもたせる。
- イ. 行事食(正月、ひな祭り、子どもの日、七夕、クリスマス)を取り入れる。
- ウ. 月に1回、誕生会メニューを実施。
- エ. 和食、中華、洋食の変化に富んだ献立を考える。
- オ. 年に2回、バーベキューやバイキングを行い、利用者が食事を楽しめるようにする。

和食を好まれない利用者が多いので、献立を作る際は、和洋折衷取り入れたメニューを作った。行事食(正月はお弁当、3月はひな祭りメニュー、5月は子どもの日に、ちなんだメニュー、12月はクリスマスメニュー)を取り入れた。七夕は、コロナウイルス感染症の影響でそうめん流しは行えなかったため、メニューに取り入れた。4月にバーベキュー、2月にバイキングを実施した。

(2) 調理・配膳

- ①作業工程において、食品を衛生的に取り扱い、適温給食に心がける。
- ②盛り付けは、利用者の食欲を左右するものなので、細やかな気配りをする。

温度チェック、ウォーマーの使用、冷蔵庫での温度管理、提供可能時間の順守に努めた。盛り付けで、利用者の興味がわくように、盛り付けた。(動物の形や、花の形などを作った。)

(3) 給食会議

給食の全ての面について評価し、事後の給食改善に役立てる為、施設長、支援部長、看護師、管理栄養士、調理員が参加して、月に1回実施する。

月1回実施した。

(4) 特別食・療養食

- ア. 当該利用者の主治医と連携し、疾患・摂食状況に応じた食事の提供を行う。
- イ. 利用者の体調や状況を看護師、支援員から情報収集を行い、状態に応じた食事を提供する。
- ウ. 利用者の嗜好や拘りによって個別対応が必要な方は、担当支援員、看護師と協議を行い、個別の対応を行なうようにする。

栄養状態は、食事摂取量・体重変化・健康診断の結果で把握し、問題がある利用者は他職種と話し合い、食事内容の変更や補食の提供を行った。

3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のすべての面において、常に衛生を保ち細心の注意を払う。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒です。これらを予防するためには、給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたるすべてに対し衛生的な配慮をする。

(1) 施設の管理

- ① 施設及びその周辺は毎日清掃し、常に整理整頓に努め清潔を保つ。
- ② 施設の壁・天井・床は常に清潔に保ち、採光、照明、換気および通風を十分にする。
- ③ 年4回、ねずみ、有害昆虫の駆除を実施し、その記録を保存する。
- ④ 施設の排水の流通をよくし廃棄物の流出を防ぎ、排水溝の清掃および補修に努める。
- ⑤ 施設の手洗い設備には、石鹼および適当な消毒液などを常に使用できる状態にしておく
- ⑥ 室温、湿度は適正に管理する。

年4回害虫駆除を実施した。

コロナウイルス感染症の流行もあり、人がよく触れるところ（ドアノブ、パソコンなど）をこまめにアルコール消毒を行った。

(2) 設備・機器の管理

- ① 洗浄設備、機械器具類は常に清潔に保つ。
- ② 機械器具類および計器類は常に点検し、故障、破損などがある時は速やかに補修し、常に使用できるように整備しておく。
- ③ 冷蔵、温蔵または殺菌の温度は、常に適正に管理する。
- ④ 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度および方法で使用する。
- ④ ふきん、包丁およびまな板などは、熱湯、蒸気または殺菌剤などで消毒し乾燥させる。
- ⑤ 機械器具および部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管する。

(3) 給水および汚物処理

- ① 貯水槽は定期的(年2回)に清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録する。
- ② 貯水槽は、常に滅菌装置または浄水装置が正常に作動しているかを確認する。
- ⑥ 廃棄物および汚水の処理は、適正に行なう。

貯水槽の清掃を年2回、水質調査の実施。
貯水槽の水は、残留塩素試薬で塩素の確認を朝と夕方行った。
グリストラップの清掃を月1回行った。

日 課 表(施設入所支援)

(土曜日～日曜日・月曜日～金曜日 17:00～翌日09:00)

時 間	内 容
06:00	起 床
06:30～07:30	洗 面・着替え・整容
07:30～08:30	朝 食・歯 磨 き
08:30～09:00	バイタルチェック
09:00～17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日曜日・祝祭日 8:30～朝食 朝食後より余暇活動 11:30～昼食 昼食後より余暇活動 14:30～おやつ 15:45～入浴、更衣
17:00～17:30	余 暇 時 間
17:30～18:30	夕 食
18:30～18:50	歯 磨 き
18:50～21:50	余 暇 時 間
20:30～21:00	眠 剤 服 用
21:50～22:00	就 寝 準 備
22:00	就 寝

*土・日曜日及び祝祭日の日中は、余暇活動とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

日 課 表(生活介護)

(月曜日～金曜日)

時 間	内 容	所 要 時 間
～ 09:30	周回送迎 (通所送迎)	
09:30 ～ 10:00	バイタルチェック後運動参加 (通所者)	30分
09:20 ～ 10:00	清 掃・軽 運 動 (入所者)	40分
10:00 ～ 10:15	小 休 憩(お 茶)	15分
10:15 ～ 11:40	日 中 活 動	1時間25分
11:50 ～ 12:30	昼 食	50分
12:30 ～ 13:20	歯 磨 き・休 憩	50分
13:20 ～ 15:00	日 中 活 動	1時間40分
15:00 ～ 15:30	小 休 憩 (お や つ)	30分
15:30～17:00	入 浴 支 援 運 動	1時間30分
15:30～	周回送迎 (通所送迎)	

生活困窮者に対する相談支援事業

本会は、第二種社会福祉事業「生活困窮者に対する相談支援事業」（ふくおかライフレスキュー事業）を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図るとともに、必要な制度やサービスにつなぐこととする。また、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

1. サポーターの配置並びに総合生活相談活動

ふくおかライフレスキュー事業を実施するために、本会にサポーターを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題解決に努める。但し、サポーターの業務については、当面の間事業所内の窓口業務のみを行うものとする。

2. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したサポーターは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、サポーターからの報告に基づき経済的援助の可否を決定する。

3. 地区連絡会、研修会への参加

サポーターは、課題の共有や相談援助技術の向上を目的として各種研修会等に参加する。

- (1) サポーター養成研修会
- (2) 各地区連絡会
- (3) 相談援助技術研修会（事例検討会）

グループホームこもれび

サービス概要

共同生活援助

昼間に生活介護や就労支援等の日中活動を利用している方に、主として夜間において以下の支援、サービスを提供する。

- ①入浴、排泄又は食事等の介助、支援
- ②調理、洗濯又は掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③日中活動、就労先その他関係機関との連携
- ④その他の必要な日常生活支援

1. 目標

一人ひとりに自分らしい生活ができる環境の提供

1. 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。

新型コロナウイルス感染予防の対策を行ないながら、外出等の企画を立て実施した

2. 地域の方々に障がい者の地域生活をご理解いただき、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。

他事業所等の行事は、今年度は中止も含め参加していない

2. 方針

- (1)利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2)利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供
- (3)地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現
- (4)入居者活動を通しての、地域への広報活動

3. 支援内容

- (1)基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、利用者の人権やプライバシーに配慮した対応、支援を行う。権利擁護、虐待防止法の研修を随時行い、職員の意識を高める。

入居者等の情報は、回覧や直接申し送りを行い、情報の保護に努めた。

権利擁護・虐待の研修を世話人は受けていない。

- (2)個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行う。個別支援計画は6ヶ月ごとに見直しを行う。

利用者及び家族の意向・ニーズの把握を行ない、個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を実施した。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行ない、見直しを行なった。又、世話人・職員との情報共有の為、確認できるようにした。

(3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように努める。また、共有スペースについても利用者のニーズに合わせた、清潔かつ住みやすい生活環境を整える。

毎日清掃を行い、清潔を保つようにした。又、各入居者の方の希望に合わせて必要な物を購入した。

(4) 食事

朝・夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行う。それ以外は、日中活動の場での食事提供サービスを利用する。

毎月1回外食支援を実施していく。

平日の昼食以外は、職員・世話人が調理を行い料理を提供した。

月1回の昼食購入を行ないテイクアウトできる物を購入してもらい、こもれびで食べてもらっているが、緊急事態宣言中は、入居者の希望の物をデリバリーで購入しこもれびで食べている。

(5) 日中活動の充実

生活の場と日中活動の場を分けるようにする。日中は活動などへの参加を行い、日中活動での充実感を持てるようにする。

翔朋学園の生活介護を利用し、各々活動をした。緊急事態宣言中は、こもれびでの在宅支援を行なっている。

(6) 余暇活動の充実

休日の活動については、地域資源を積極的に活用する。地域の清掃活動、行事に積極的に参加をし、地域との繋がりを広めるようにする。また、買い物などを通して、生活スキルの修得を目指す。

翔朋会の新型コロナウイルス対策に沿って、絵画教室などの活動は中止した。

(7) 健康管理

看護師と連携を図り、個別に応じた健康管理を行う。バイタルサイン測定を実施し、病気の早期発見に努める。

【協力医療機関】

内科	古川医院・嶋田病院（緊急・夜間）
眼科	くわの眼科
精神科	本間病院・筑紫野病院・若楠療育園
皮膚科	永田皮膚科
耳鼻科	栗田耳鼻科

泌尿器科	山下泌尿器科
整形外科	古川整形外科
脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
訪問リハビリ	アップルハート
訪問歯科	アップルハート
訪問マッサージ	よつ葉

利用者の健康・医療に関する支援を、主治医・嘱託医・翔朋学園看護師と連携を図り行なった。

新型コロナウイルスの為、入居者の常時マスク着用・アクリル板設置・消毒の対応をした

(8) 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月1回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

消防立ち合いのもと、年に1回避難訓練を実施する。

毎月、翔朋学園と合同で実施した。こもれび出火想定での訓練も実施した。

消防立ち合いの元、避難訓練を実施した。

(9) 誕生日

誕生日はお祝いとして、個人対応にてできる限り本人の希望を提供。

全員が外出・外食希望の為、中止している。

(10) 外部事業所の活用

移動支援サービスや訪問マッサージ、訪問リハビリ、訪問歯科などを活用して、個別のニーズに応じていくよう支援する。

翔朋会の対策に沿って、訪問歯科・訪問リハビリは治療等が必要な方のみ実施した。

(11) 絵画展の実施

一年間絵画教室へ通って作成した作品の中から数点選び、展示会を年1回開くようにする。

新型コロナウイルスの為、中止している。

日 課 表(グループホーム)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:30	起 床	30分
06:30 ~ 07:00	洗 面・着替え・整容	30分
07:00 ~ 07:30	朝 食	30分
07:30 ~ 08:30	歯 磨 き・居室整理	40分
08:30 ~ 17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日は、余暇・余暇活動	
12:00 ~ 12:30	昼 食 (土・日)	30分
12:30 ~ 12:50	歯 磨 き (土・日)	20分
17:00 ~ 18:00	入 浴	60分
18:00 ~ 18:30	夕 食	30分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	20分
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	10分
22:00	就 寝	
*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的 外出、外泊、地域行事参加等を行います。		

*11～3月は、起床時間を07時00分とする。

*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

令和3年度 特定相談事業所 翔朋 事業報告

- (1) ・主な業務として、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。
- ・一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、虐待に関する相談、金銭管理に関する相談、精神科病院措置入退院相談等を行っている。
 - ・新規の計画相談受付けは、計画相談終了者が発生した時に受付けを行い、担当件数の調整を行っている。
 - ・複数事業所による共同体制を確保するため、小郡市内の相談支援事業所部会で協定についての協議を行っている。(協定を締結することで機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定が可能になる。)
 - ・地域との連携を強化するために小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。新型コロナウイルス予防のためオンライン会議を実施。
 - ・相談支援従事者現任研修後、5年が経過するので更新研修を受けている。
 - ・基山町より障害支援区分認定調査員の委託を受けており、令和3年度は12名の調査報告を実施している。
 - ・新型コロナウイルス予防のため、事業所、家庭訪問前に利用者及び訪問先の健康状態等の問い合わせを行い、訪問を実施している。訪問先事業所、担当利用者よりコロナ感染の報告があった場合は訪問を中止。期間を開けて訪問を実施している。
担当者会議は3蜜を避け、30分以内で終了するようにしている。事業所、利用者の希望に応じて、電話やオンラインでの対応を行う。
感染予防対策として、事業所の相談室に空気清浄機、間仕切りパーティションを設置。外出後は手指消毒、マスク交換を実施している。定期的にPCR検査を実施している。
- (2) ・計画相談支援実績
- ①令和3年度(3月現在)の登録者数は123名となっている。障がい者112名、障がい児11名(前年比1名減)
 - ②関係市町村
小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区、西区、南区)、春日市、筑紫野市、大野城市、那珂川市、大宰府市、筑前町、大刀洗町、志免町、粕屋町、大川市、北九州市、糸島市、うきは市、鳥栖市、基山町、上峰町、佐世保市、熊本市
 - ③関係事業所
 - (1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園
 - (2)グループホーム こもれば、らいふステージ、天心園、風のつばさ、もちの樹、サキヤ、てらすやぶ、とびうめワーク、かだん、愛信望
 - (3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、福祉支援センターアップル、地上のほし、ふくろう、フードラボ光明庵、マリーズハウス、のぞみ、コロニーみやき、悠悠、MOW、結乃家、花とお日さま、虹乃杜、tanosika、hamaru、モチノキ
 - (4)生活訓練事業所 キャリアアカデミー鳥栖
 - (5)児童発達支援 たっちキッズ、ライクポット、むすびば
(放課後等デイ) ハッピーデイズ、こどもプラス、ミルキーウェイ、ありがとう、にじ

いろ、太陽元気リハキッズ、こぐま学園、ガラパゴス基山、カラーズ
FC

- (6)居宅介護事業所 アップルハート大野城、アップルハート小郡、いつくしの里、しらさぎ苑ライフケアセンター
- ④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、おおりん病院、聖ルチア病院、堀川病院、肥前精神医療センター、聖マリア病院、若久病院、大宰府病院、若楠園、甘木病院、福岡保養院、ひばり訪問看護、デューン訪問看護、プラスワン訪問看護、アップルハート訪問看護、タブリス訪問看護
- ⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおごおり、小郡特別支援学校、大宰府特別支援学校、相談支援センターキャッチ、中原特別支援学校
- ⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む) 74名(翔朋学園利用者 42名)
精神障害 32名 発達障害 8名 身体障害 5名
- ⑦サービス等利用計画作成数 100件(前年比 20件減)
- ⑧モニタリング報告書作成数 198件(前年比 43件増)
※更新時モニタリング報告書は請求できない為、含まない
- ⑨加算として、集中支援加算 22件、担当者会議加算 181件
医療保育教育連携加算 6件、モニタリング加算 111件を請求。